第４２回　足立区景観審議会（令和８年２月）

日時：令和８年２月１０日（火）
午後２時から午後４時
場所：足立区役所　中央館８階　庁議室

次　　第

１　議案審議等

（１）審　議

第１号議案　第二次足立区景観計画の中間検証について（継続審議）

第２号議案　「足立まちの風景資産」について（継続審議）

（２）報　告

報告１　専門部会における部会長及び副部会長の選出について

報告２　景観形成調整部会における審議結果について

報告３　事前協議案件の工事完了について

２　その他

○事前配布資料一覧
名簿
議案書・議案資料
報告書・報告資料

第４２回　足立区景観審議会（令和８年２月）

議　　案　　書

第１号議案　第二次足立区景観計画の中間検証について（継続審議）

第２号議案　「足立まちの風景資産」について（継続審議）

第１号議案

第二次足立区景観計画の中間検証について（継続審議）

上記の議案を提出する。

令和８年２月１０日

提出者　　足 立 区 長　　近　藤　弥　生

（提案理由）

第二次足立区景観計画の中間検証について、足立区景観条例第３３条第１項に基づき、足立区景観審議会の意見を聴くため提案する。

1　概要

第二次足立区景観計画策定（令和３年１月）から５年が経過するにあたり、中間年度である令和７年度に中間検証を行う。今後、計画を推進するにあたり、各施策の評価・検証の内容について、足立区景観審議会に意見を求めるものである。

第２号議案

「足立まちの風景資産」について（継続審議）

上記の議案を提出する。

令和８年２月１０日

提出者　　足 立 区 長　　近　藤　弥　生

（提案理由）

足立区景観計画に基づき選定する「足立まちの風景資産」の今後の方針について、足立区景観条例第３３条第１項に基づき、足立区景観審議会の意見を聴くため提案する。

１　概要

令和３年１月に策定した第二次足立区景観計画において、景観資源の保全・活用により景観形成を推進していく取り組みの一つとして、「足立まちの風景資産」の選定を掲げている。「足立まちの風景資産」とは、公共空間から見ることができる区民に親しまれている景観のうち、地域の風土・歴史・文化を感じさせるもの、地域のシンボルやランドマークとなるものを重要な景観資源として選定する足立区独自の取り組みである。

令和７年５月に第１回目の選定として、３３件の風景を「足立まちの風景資産」として選定した。今後も同様の取り組みを継続し、景観資源の重要性を区民、事業者、足立区で共有し、景観資源を保全・活用をしていくため、足立区景観審議会に意見を求めるものである。

第１号議案
説明資料１

景 観 審 議 会 資 料

令和８年２月１０日

件　　名	**第二次足立区景観計画の中間検証及び指標の見直し等について**
所管部課名	都市建設部都市建設課
内　　容	令和３年１月に策定した第二次足立区景観計画（以下「景観計画」という。）の中間検証及び指標の見直し等について、以下のとおり報告する。 **１　景観計画の概要（説明資料２参照）** （１）位置づけ まちづくりの分野別計画として、足立区の景観形成の目標等を示すと共に、その実現のための施策について整理している。 （２）目標 「足立らしい魅力ある景観でつくる親しみを感じる住環境と心豊かなくらし～ともに創るくらしのまち足立の景観～」 （３）施策群 第一次足立区景観計画からの流れを受け「保全・活用」「特定地区※」「規制・誘導」の三つの施策群から構成されており、施策群の中に個別の施策を明記している。 また、「協働、協創」により各施策を推進していくこととしている。 ※　住民の景観形成への取組みを推進する景観形成地区と、地区独自の景観形成基準を定め重点的に規制誘導していく特別景観形成地区を合わせた地区の名称。 **２　中間検証（説明資料３参照）** （１）概要 景観計画の期間は令和２年度から概ね１０年間であるため、中間年度にあたる令和７年度に中間検証を行うこととしている。 検証するにあたり、各施策に設定した指標ごとの中間目標値に関して、令和２年度から令和６年度までの活動を対象に、その達成度を測るとともに、今後の取組の方向性等を検討した。 なお、検証は足立区景観審議会の下部組織となる景観計画推進部会（以下「部会」という。）で行った。

	（２）世論調査による評価（重点成果指標） 「景観・まち並みが良好である」と思う区民の割合 令和元年度　４４．７％➡令和６年度　５６.１％　（１１.４％上昇） 【参考】中間目標　５０．０％　最終目標　５５．０％ （３）指標の達成状況 ア　目標を上回った指標　　１３指標（啓発イベントの開催回数等） イ　目標どおりだった指標　１３指標（パンフレットの発行回数等） ウ　目標を下回った指標　　９指標（景観重要建造物の指定等） ※　目標達成指標　２６指標／３５指標（達成度７４％） （４）部会の開催結果 ア　部会 （ア）第１回　令和７年　７月２９日 （イ）第２回　　９月１８日 （ウ）第３回　　１１月２８日 （エ）第４回　令和８年　１月　７日 **３　指標の見直し及び今後の主な取組み（説明資料４参照）** （１）概要 指標を統合できるものなど、一部の指標は見直しを行うとともに、新たな指標も追加した。 また、新たな活動など今後の取組みについても検討を行った。 （２）見直しに伴う変更点 ア　整理指標　１２指標（部会の開催回数等） イ　追加指標　１５指標（区発信のＳＮＳの閲覧数等） （３）部会からの意見を踏まえた主な取組み ア　ＳＮＳ等の活用強化 Ｘ、Ｆａｃｅｂｏｏｋによる定期的な発信とともに、インスタグラムの利用など､様々なＳＮＳを活用して情報発信を強化していく。 イ　現地勉強会（フィールドワーク）の実施 足立区らしさを象徴する景観を研究していく現地勉強会（フィールドワーク）を実施し、区内の良好な景観事例を探していく。 **４　今後の方針** 中間検証を踏まえ、令和１２年度末の第三次足立区景観計画策定に向けて検討を進めていく。

※第二次足立区景観計画からの抜粋

第１号議案
説明資料２

第５章　新たな施策の展開に向けて

今後の良好な景観形成を推進するため、施策群の体系、施策の構成及び指標を示します。

１　景観形成の施策群の体系

良好な景観は、継続的な取組によって保全され、創出されるものです。そのため、今後も第一次足立区景観計画における景観形成の方策の体系（図 5-1）を継承し、景観形成を推進します。

その上で本計画においては、これまで取り組みが不足していた【保全・活用】を施策群１とし、「地区レベルの景観形成」を施策群２【特定地区】と改め、施策群３【規制・誘導】の順序に再構築します（図 5-2）。これに加え、重点的に実施する施策を追加し、景観形成施策を展開します。重点的な景観形成の施策の構成については次頁に、また、各施策の詳細は第６章から第９章に示します。

図 5-1　第一次足立区景観計画における景観形成の方策の体系

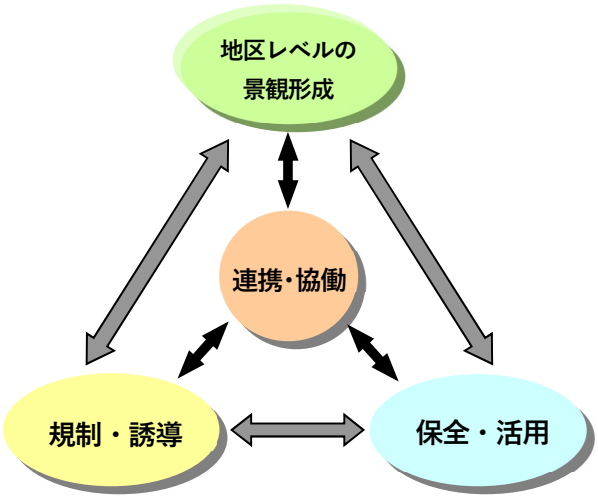

図 5-2　第二次足立区景観計画における景観形成の施策群の体系

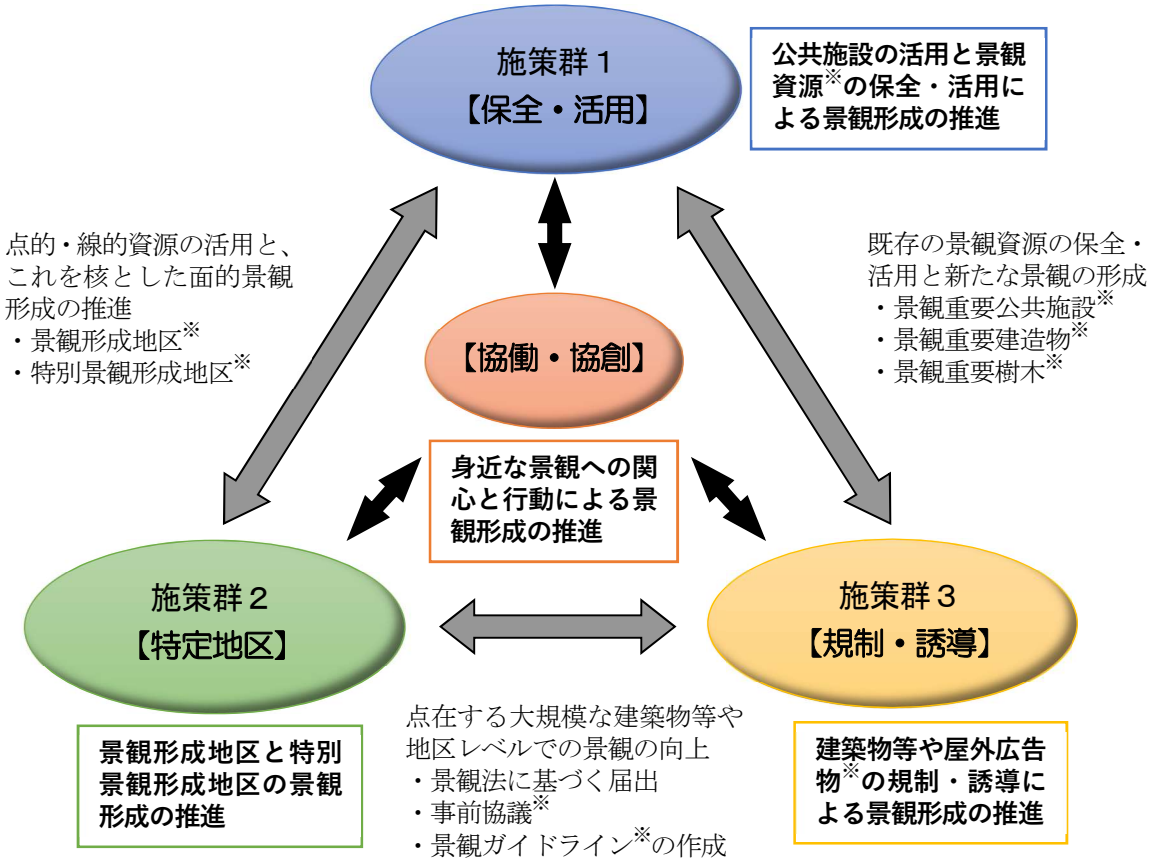

第１号議案
説明資料３

第二次足立区景観計画　施策・指標の達成状況

目標達成※1　２６／３５指標※2　　*追加指標*　１５指標

成果指標

【世論調査による評価】　*目標達成*　１／１指標　　*追加指標*　１指標

	R1		R6
重点指標「景観・まち並みが良好である」と思う区民の割合	44.7%	➡	56.1%
新規指標「まちなかの花や緑が多い」と思う区民の割合			62.6%

第二次景観計画 重点施策

施策群１ 【保全・活用】

重点施策
魅力ある景観資源を保全・活用する

既存の良好な景観資源の保全に努め、区民の景観の重要性に対する認識向上、将来の景観形成の推進のために景観資源を活用する

施策群２ 【特定地区】

重点施策
地域の個性を活かしたまち並みをつくる

景観形成地区等を中心に、景観資源の発掘や地域ごとのルール作りを通し、地区特性を活かした景観形成を図る

施策群３ 【規制・誘導】

重点施策
建築計画等で景観の質を高める景観誘導を行う

建築物や屋外広告物の規制等の法令の適切な運用により、良好な景観を維持し、目指すべき景観形成へ誘導する

施策指標 検証結果

施策群１

施策１－１
景観資源や景観重要公共施設の重要性を認識する
目標達成　３／３指標
追加指標　２指標

施策１－２
公共施設を活かして周辺景観を誘導する
目標達成　２／３指標
追加指標　１指標

施策１－３
景観資源を保全・活用するしくみをつくる
目標達成　３／４指標
追加指標　３指標

施策群２

施策２－１
景観形成地区の景観を誘導し、まち並みを創る
目標達成　２／２指標
追加指標　３指標

施策２－２
特別景観形成地区のまち並みを保全する
目標達成　２／４指標
追加指標　１指標

施策２－３
景観ガイドライン等で新しいまちづくりの景観を誘導する
目標達成　２／２指標
追加指標　０指標

施策群３

施策３－１
庁内外における規制誘導の体制を強化する
目標達成　３／４指標
追加指標　０指標

施策３－２
建築物等の規制誘導を強化する
目標達成　３／４指標
追加指標　１指標

施策３－３
屋外広告物の規制誘導を強化する
目標達成　３／３指標
追加指標　０指標

【協働・協創】

重点施策
協働・協創により施策を推進する
庁内及び国や都など関係機関との連携と、区民、事業者及び区の協創により、目指すべき景観形成を誘導する

施策　**協働・協創による施策を推進する**
目標達成　２／５指標　　*追加指標*　３指標

新規指標　みどり豊かな景観形成に取り組む区民・団体数
「足立まちの風景資産」の投票人数
現地勉強会（フィールドワーク）の実施回数

※1　「目標を上回った」「目標どおりだった」指標を「目標達成」とする　　※2　指標数は重複あり

第１号議案
説明資料４

第二次足立区景観計画　各施策の中間検証（案）

■「累計」－ 第一次景観計画策定の平成２１年度から ※ただし、ＳＮＳの発信は平成２６年度から

成果指標

↗ 目標を上回った 目標を上方修正

→ 目標どおり 目標を現状維持

↘ 目標を下回った 目標を下方修正

施策群	施策	指標番号		指標	計画時初期値 R２年度	中間検証時実績値 R７年度（括弧内は当初目標値）		評価・検証	中間検証時見直し最終目標 R１２年度（括弧内は当初目標値）		今後の主な取組
【世論調査による評価】											足立区景観計画Ｐ５０
	世論調査による評価 良好な景観の形成と快適なまちづくりを推進する。										
		1		「景観・まち並みが良好である」と思う区民の割合 【世論調査参照】	４４．７％	５６．１％ （５０．０％）	↗	・まちづくりが進み良好な景観形成がなされている。 ・ＳＮＳやイベントを通し景観への関心度が上昇している。	６０．０％ （５５．０％）	↗	・各種制度により適切な景観誘導を行う。 ・区内景観への関心を抱いてもらう施策を進める。 ・世論調査は長期的に広範囲の意見を聴取できるメリットがあるため、今後も活用していく。
		2	追加新規	「まちなかの花や緑が多い」と思う区民の割合 【世論調査参照】 ※令和２年度は「花や緑が増えている」という設問。	※ ２７．２％	６２．６％	－	・景観形成においてみどりについての指標も必要である。 ・世論調査ではわからないこともあるため、定点観測、具体的には緑の協力員などへのヒアリングなどで実態を把握するべきである。 ・花や緑の増加量など、客観的な変化がわかる指標が必要である。	６６．９％	－	・世論調査は長期的に広範囲の意見を聴取できるメリットがあるため、今後も活用していく。 ・世論調査で把握が難しい部分は、パークイノベーション推進課が実施しているアンケート等で補足していく。 ・当該指標は「緑の基本計画」から抜粋している指標となるので、今後の方向性について所管であるパークイノベーション推進課と調整を図っていく。
１【保全・活用】	１【保全・活用】魅力ある景観資源を保全・活用する										足立区景観計画Ｐ６０
	１－１　景観資源や景観重要公共施設の重要性を認識する 区民、事業者及び区が、それぞれの立場から景観資源や景観重要公共施設の重要性を正しく認識する。良好な景観に対する保全の意識を高めるため、区による情報発信や意識啓発などを継続的に実施する。										
		3		ＳＮＳ（X、Facebook）による区からの情報発信回数 ※当初は累計数を指標としていたが、年単位の回数に変更した。	累計９０回	※３１回／年 Facebook　３１回 X　３１回	↗	・区内の多様な景観を区民に認知してもらうことに一定の成果があった。 ・施策の目的に沿った情報発信が重要である。 ・受け手側の反応を評価することができていない。 ・ＤＸ技術を活用し、効率的な情報発信等ができるようにするべきである。 ・ＳＮＳは継続的に行うことが必要なので、月２回など定期に発信するべきである。 ・累計数だと、１投稿に対する閲覧数等がわかりにくい。 ・若者向けにはインスタグラムなども活用するべきであり、ＳＮＳのそれぞれの個性に合わせて、区別して評価するべきである。 ・他自治体のＳＮＳ活用事例なども研究するべきである。 ・区民が一番見るのは広報なので、広報等紙媒体も積極的に活用するべきである。	３５回／年 Facebook　３５回 X　３５回	↗	・区民の景観資源の重要性に対する認識向上を目的としたＳＮＳの活用を進めていく。 ・見せ方や切り口の異なるＳＮＳの活用を進める。 ・閲覧数及び「いいね」の数を新指標として設定する。 ・情報の収集、発信及び分析に関し、ＤＸ等の最新技術を積極的に活用できるよう研究を進める。 ・現在でも月２回以上の定期的な情報発信を行っているので、これを継続していく。 ・インスタグラム及びＬＩＮＥでの周知を広報報道課に依頼する。 ・ＳＮＳの種別ごとの評価も行う。 ・季節ごと及び場所ごとなどの切り口で、あだち広報の掲載を積極的に行う。また、季節ごとの景観資源の写真など質の高い掲載材料を確保する。
		4	追加新規	区発信のＳＮＳ（X、Facebook）の閲覧数 ※１投稿あたりの平均値を記載。	－	※ ５，２４１人／投稿 【「いいね」の数】 ５４人／投稿	－	・「いいね」は特定の人間が繰り返し行っている可能性があるので純粋にXを見た人数も指標とするべきである。 ・受け手側に立った指標設定についてXやFacebook以外にもよい指標がないか検討してほしい。 ・年齢や職業など、どのような人が閲覧等をしたのか、分析できるとよい。	６，０００人／投稿 【「いいね」の数】 ６０人／投稿	－	・閲覧数を指標として設定する。 ・指標は今後も変わっていくことが想定されるので、情勢に合わせて検討していく。 ・今後XやFacebookの仕様の変更に合わせて分析できないか検討していく。
		5		啓発イベントの開催回数 （まち歩き・ワークショップ・パネル展示・講演会・写真コンテスト等）	累計２回	累計８回 （累計５回）	↗	・「足立まちの風景資産」では７，８４６票の投票があり、景観への関心度を高めるのに一定の効果があった。 ・参加者からは高評価を得ていたが、満足度は数値化されていない。 ・指標１７「現地勉強会」との区別が必要である。 ・開催回数だけでなく、イベントへの参加人数も指標とするべきである。	累計１２回 （累計１０回）	↗	・まち歩き・パネル展示などのイベントを年１回実施する。 ・イベント参加者へアンケートを行い新指標とする。 ・区民向けのイベントとして、誰にでもわかりやすく景観に興味を持ってもらえるような内容を企画する。 ・イベント参加者の人数など、第三次景観計画に合わせて成果の把握ができる指標の見直しを検討する。
		6	追加新規	啓発イベントにおける参加者調査で「景観に関する認識が向上した」と回答した割合	－	－	－	・参加者の感想を求めるアンケートを行っていたが、満足度調査は行われていなかった。 ・アンケートで低評価だった回答からも反省点等をくみ取れるようにするべきである。 ・アンケート項目を精査し、効果的なアンケート実施が求められる。	８０％	－	・参加者へ満足度調査を行い、新指標とする。 ・アンケートの自由記入欄を活用しながら、低評価な意見に対してもその理由等をくみ取り次回イベントに改善できるようにする。 ・イベントごとにアンケート内容を精査し、参加者の特性等に合わせたアンケートを実施する。
		7		啓発パンフレット等の発行回数	累計３回	累計８回	→	・パンフレット等の目的をしっかりと抑えたうえで、目的に沿った発行をすることが大切である。 ・イベント等の周知も大切だが、そもそも足立区がどんなところかを発信していくことも大事である。 ・ＳＮＳが発達した現在でも、紙媒体も一定の周知効果がある ・配布場所の固定化に対処する必要がある。	累計１３回	→	・パンフレット等を作成する際は、目的やターゲット等を事前に整理したうえで、作成を進めていく。 ・一般的な景観事例だけでなく、景観の背景である足立の歴史や地形などについても、情報発信していく。 ・年１回の頻度で魅力的な媒体を作成する。 ・内容に合わせた配布先を選定する。

施策群	施策	指標番号		指標	計画時初期値 R２年度	中間検証時実績値 R７年度（括弧内は当初目標値）		評価・検証	中間検証時見直し最終目標 R１２年度（括弧内は当初目標値）		今後の主な取組
１【保全・活用】	１－２　公共施設を活かして周辺景観を誘導する 公共施設が周辺の良好なまち並み景観を先導していくため、公共施設の整備や維持管理において、庁内及び関係機関との連携を強化し、関連施策と一体となった地域の景観形成を誘導する。										
		８		足立区公共施設等整備基準に基づく事前協議件数 （公共建築物等に求められる水準を確保するための協議）	１０件／年	１３件／年 （１０件／年）	↗	・事前協議を通して公共施設整備の景観誘導が適切に行われている。 ・対象の何割が手続きしているのか分かるような成果指標が望ましい。	１０件／年	→	・事前協議制度で適切な景観誘導を行っていく。 ・情報共有できる庁内体制を構築する。 ・一定の実態把握ができる指標として用いているが、今後、第3次景観計画策定に合わせて成果把握ができる指標の見直しを検討する。
		９	追加新規	届出・通知における事業者自己評価で「地域の特性に配慮した」と回答した割合	－	８７％	－	・規制誘導に対して、建築計画に反映された成果が分かるような指標が望ましい。 ・事業者が配慮するのは当然なので、より詳細なチェックリストを作成するべきである。	１００％	－	・現在の事業者自己評価チェックリストを見直し、規制誘導の成果を明確にしていくことで、運用の強化に活用する。
		１０		景観法に基づく景観重要公共施設の数	１０施設	１０施設 （１１施設）	↘	・候補風景の選定として「足立まちの風景資産」の選定を集中的に行った。 ・選定対象となる施設の数が限定されることが懸念される。	１２施設	→	・「足立まちの風景資産」の中から候補を選び、施設管理者との協議を踏まえ、景観重要公共施設の指定につなげる。 ・「足立まちの風景資産」選定風景を含め、目標値達成に向けた候補施設をリストアップする。 ・景観重要公共施設に指定した後は、施設の景観資源としての活用施策を進めていく。
		１１		景観形成共有化のための関連部署を交えた庁内研修等の実施数	－	累計４回	→	・係内外で景観施策に対する理解を深めることができた。 ・公共施設が周辺の良好なまち並み景観を先導するよう施設の整備や維持管理を行っていくため、職員アンケートを実施するなど職員への啓発活動を強化していくべきである。	累計９回	→	・関連部署を交えた研修を年１回実施する。 ・景観関連法規に関する制度理解について庁内周知を年２回程度行うと共に、職員向けのアンケートを行う。
	１－３　景観資源を保全・活用するしくみをつくる 「足立まちの風景資産」選定を通して、多くの区民に身近な景観資源の魅力と重要性を認識してもらい保全・活用への意識を醸成する。また、歴史的・文化的な価値のあるものについては景観重要建造物等の制度を活用し保全体制の強化を検討する。										
		１２		「足立まちの風景資産」の選定	－	延べ３３件 （延べ３０件）	↗	・区民等からの投票、部会及び審議会での検討により33件を選定。 ・７，８４６票の投票があり区内景観の魅力の再認識に成果があった。 ・風景資産の候補にあがった風景も周知するべきである。	延べ５０件	→	・「風景資産」の選定を３年周期で実施していく。 ・風景資産の候補にあがった風景についても、次回の投票時にリーフレットやＨＰ、ＳＮＳへの掲載により周知していく。
		１３	追加新規	「足立まちの風景資産」の投票人数 ※一人５票まで投票可能	－	１，７４１人 ※【投票数】 ７，８４６票	－	・区民参加や関心度を測る取り組みが行われていない。 ・１人５票まで投票できるので、投票人数も指標とするべきである。	１，８００人 【投票数】 ９，０００票	－	・関心度を測る指標として投票数を新指標とする。 ・投票人数を新指標として設定する。
			整理統合１３	「足立まちの風景資産」の選定に向けた部会開催回数	累計５回	累計２１回 （累計１０回）	↗	・部会の審議を通して、専門的な知見を反映させた選定を行った。	－	－	・「足立まちの風景資産」については、選定数及び投票人数により評価できると考え、当該指標を廃止する。
			整理統合５	まち歩き、ワークショップ等の開催回数	－	累計６回 （累計５回）	↗	・「まち歩き」など魅力ある景観資源を探すイベントを実施。 ・参加者からは高評価を得ていたが、満足度は数値化されていない。 ・指標５「啓発イベント」との区別が分かりにくい。	－	－	・指標５「啓発イベント」に関する指標を再掲し、当該指標を廃止する。
		１４	追加再掲５	啓発イベントの開催回数 （まち歩き・ワークショップ・パネル展示・講演会・写真コンテスト等）	累計２回	累計８回 （累計５回）	－	【再掲】指標番号５			
		１５	追加再掲６	啓発イベントにおける参加者調査で「景観に関する認識が向上した」と回答した割合	－	－	－	【再掲】指標番号６			
		１６		景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木の指定	－	累計０件 （累計１件）	↘	・指定の前段階として「足立まちの風景資産」の選定を行った。	累計２件	→	・「足立まちの風景資産」の中から候補を選び、施設管理者との協議を踏まえ、景観重要建造物、景観重要樹木の指定につなげる。

施策群	施策	指標番号		指標	計画時初期値 R２年度	中間検証時実績値 R７年度（括弧内は当初目標値）		評価・検証	中間検証時見直し最終目標 R１２年度（括弧内は当初目標値）		今後の主な取組
２【特定地区】	２【特定地区】地域の個性を活かしたまち並みをつくる										足立区景観計画Ｐ７１
	２－１　景観形成地区の景観を誘導し、まち並みを創る 景観形成地区（２地区）の景観資源の発掘や魅力発信により、地区景観の重要性への認識を向上させるとともに、理想とする景観の共有により地区の個性を活かした景観形成を誘導していく。										
		１７	追加新規	区内の良好な景観について実例をもとに研究する現地勉強会（フィールドワーク）の実施回数	－	－	－	・景観形成地区内の現状確認として良好な景観を維持している事例を現地確認などを通して収集するべきである。悪いところを探していくと監視になってしまうので、良い事例を見つける事例勉強会としてフィールドワークを行うべきである。 ・良好な景観を知らせてくれるサポーター的な制度の実施と共に、まちづくり委員や景観審議会委員のＯＢ、ＯＧ、部会委員など多様な人材の参加を促すべきである。 ・指標５などにある「まち歩き」との区別が必要である。事例勉強会は実施して満足するのではなく、事後検証を行い次につなげるようにするべきである。 ・足立区らしさのある景観形成のためにどうすべきかを検討していく必要がある。 ・最終の成果指標の達成に向かって進捗が可視化できる途中の成果指標が必要である。	２回／年	－	・区内の良好な景観を好事例として探していき、区として残すべきものを確認するための現地勉強会（フィールドワーク）を行う。 ・現地勉強会（フィールドワーク）には、地域の居住者、関係者及びキーパーソンなど、多様な人材の参加を促していく。 ・区民向けのイベントをまち歩きと区別し、職員や関係者による事例研究の場を現地勉強会（フィールドワーク）とする。 ・良好な景観の形成のため、先進自治体の考え方なども参考としながら、現地勉強会（フィールドワーク）を実施する。足立区らしさのある景観形成を検討していくため、開催ごとの結果を踏まえたブラッシュアップを続けていく。 ・地区の景観のあり方やルール作りの検討を進め、まちづくりに関する機運を高めていく。 ・成果指標については、実践を重ねていき、その結果をもとに適切な指標を設定する。
		１８	再掲３	ＳＮＳ（X、Facebook）による情報発信回数	累計９０回	３１回／年 Facebook　３１回 X　３１回	↑	【再掲】指標番号３			
		１９	追加再掲４	区発信のＳＮＳ（X、Facebook）の閲覧数 ※１投稿あたりの平均値を記載	－	※５，２４１人／投稿 【「いいね」の数】 ５４人／投稿	－	【再掲】指標番号４			
		２０	再掲５	啓発イベントの開催回数 （まち歩き・パネル展示・講演会・写真コンテスト等）	累計２回	累計８回 （累計５回）	↑	【再掲】指標番号５			
		２１	追加再掲６	啓発イベントにおける参加者調査で「景観に関する認識が向上した」と回答した割合	－	－	－	【再掲】指標番号６			
	２－２　特別景観形成地区のまち並みを保全する 特別景観形成地区（５地区）の景観ルールや理想とする景観について、区民及び事業者の認識を向上させるとともに、法令上の手続き制度の適切な運用により、地区内のまち並みを保全する。										
		２２		地区内の景観法に基づく届出件数 （一定規模の建築行為等に対する届出）	１５件／年	１９件／年 （１５件／年）	↑	・窓口対応や書類のダブルチェックにより適切な景観誘導を実施している。 ・他部署との連携により手続き漏れを未然に防いでいる。 ・行政側の取組で増減する数値ではないので、指標としては、対象の何割が手続きしているのか分かるような成果指標が望ましい。	１５件／年	→	・窓口説明や書類確認により適切な景観誘導を行う。 ・一定の実態把握ができる指標として用いているが、今後、第３次景観計画策定に合わせて成果把握ができる指標の見直しを検討する。
		２３	追加再掲９	届出・通知における事業者自己評価で「地域の特性に配慮した」と回答した割合	－	８７％	－	【再掲】指標番号９			
			整理	地区内の足立区景観条例に基づく事前協議件数 （大規模建築物、特定建築物、大規模開発事業、個別建設事業を対象）	２件／年	１件／年 （２件／年）	↓	・特別景観形成地区の特性上、大規模建築物が少ないため事前協議件数も少なかったが、部会の意見が建築計画に反映され、適切な景観誘導を実施している。 ・他部署との連携により手続き漏れを未然に防いでいる。 ・行政側の取組で増減する数値ではないので、指標としては、対象の何割が手続きしているのか分かるような成果指標が望ましい。	－	－	・特別景観形成地区の特性上、今後も事前協議が必要な大規模建築が多くないと想定されるため、当該指標を廃止する。
		２４		地区の啓発パンフレットや景観デザインガイド等の作成地区	延べ２地区	延べ２地区 （延べ３地区）	↓	・需要の高かった２地区のリーフレット刷新を行った。 ・リーフレットのデジタル版を作成し、ＳＮＳで発信してはどうか。	延べ４地区	→	・他の地区についてもリーフレット等を作成する。 ・デジタル版も作成し活用していく。
			整理統合５	景観まちづくりを相談できる場を設ける	－	累計３回 （累計２回）	↑	・まち歩きイベント等で区民が専門家に相談できる機会を創出した。 ・専門家と接する機会は景観への関心度の向上、まちづくりの担い手育成の効果があると考えられる。	－	－	・他のイベントに関する指標に包含されると考えられるため、当該指標を廃止する。

施策群	施策	指標番号		指標	計画時初期値 R２年度	中間検証時実績値 R７年度（括弧内は当初目標値）		評価・検証	中間検証時見直し最終目標 R１２年度（括弧内は当初目標値）		今後の主な取組
	２－３　景観ガイドライン等で新しいまちづくりの景観を誘導する 大規模開発やエリアデザイン計画及び公共住宅の建替え等に際し、庁内外の関係機関と連携し、その地区にふさわしい景観形成について共通認識を図る。また、事業者による景観ガイドライン作成等、事前協議制度の活用により、地区内の統一感ある景観形成を誘導する。										
		２５		足立区景観条例に基づく景観ガイドラインの作成地区数（任意含む）	累計１２地区	累計１７地区 （累計１５地区）	↗	・大規模開発事業のうち特に景観形成の統一感が求められる地域で景観ガイドラインを作成している。 ・地域の特性を活かしたガイドラインを作成するよう誘導している。	累計１９地区 （累計１８地区）	↗	・景観形成調整部会での意見聴取を含め適切に景観誘導を行う。
		２６		地区内の個別建設事業に対する足立区景観条例に基づく事前協議件数	累計４０件	累計４５件	→	・ガイドラインに即した景観になるよう適切に誘導している。 ・行政側の取組で増減する数値ではないので、指標として適切か疑問が残る。	累計５０件	→	・事前協議によりガイドラインに即した景観誘導を行う。 ・一定の実態把握ができる指標として用いているが、今後、第３次景観計画策定に合わせて成果把握ができる指標の見直しを検討する。
３【規制・誘導】	**３【規制・誘導】建築計画等で景観の質を高める景観誘導を行う**　足立区景観計画Ｐ７８										
	３－１　庁内外における規制誘導の体制を強化する 建築関連手続における関係所管との連携により規制誘導の体制を強化する。また、届出や事前協議の実績検証により、効果的な形成誘導を行う。										
		２７		建築手続き関連書類の庁内供覧件数 （手続き漏れ防止のための庁内情報共有）	４００件／年	３７１件／年 （４００件／年）	↘	・庁内関係部署からの書類供覧により届出漏れを未然に防いでいる。 ・他部署との連携により手続き漏れを未然に防いでいる。 ・指標としては、対象の何割が手続きしているのか分かるような成果指標が望ましい。	４００件／年	→	・書類の供覧を含め、関係機関との連携を深めていく。 ・一定の実態把握ができる指標として用いているが、今後、第３次景観計画策定に合わせて成果把握ができる指標の見直しを検討する。
		２８		事前協議の実績検証として景観形成調整部会委員からの評価、助言を得る回数	－	１回／年	→	・年度初めの景観形成調整部会で前年度の事前協議の実績検証を行い、委員から意見を聴取している。	１回／年	→	・引き続き事前協議の実績検証を行い、委員から聴取した意見を景観施策に活用していく。
			整理	景観形成調整部会における事前協議の配慮事項集の作成	作成済み	毎年更新	→	・景観形成調整部会から聴取した意見を整理し配慮事項集として活用している。	－	－	・配慮事項集の作成は今後も進めていくが、指標としての評価が適さないと判断されるため、当該指標を廃止する。
			整理	特殊事例運用マニュアル作成	作成済み	適宜追加	→	・建築基準法など関連法規の解釈が求められる特殊事例の運用マニュアルを作成し窓口対応等に活用している。	－	－	・マニュアルの作成は今後も進めていくが、指標としての評価が適さないと判断されるため、当該指標を廃止する。
	３－２　建築物等の規制誘導を強化する 届出や事前協議等、法令の適切な運用により、地区や規模に応じた景観形成基準を守るよう規制誘導する。										
		２９		大規模建築物に対する足立区景観条例に基づく事前協議件数	累計２７件	累計５０件 （累計３５件）	↗	・部会での意見聴取など事前協議制度が正しく運営されている。 ・届出に関しては漏れがあることを認識し対処すべきである。 ・他部署との連携により手続き漏れを未然に防いでいる。 ・行政側の取組で増減する数値ではないので、指標としては、対象の何割が手続きしているのか分かるような成果指標が望ましい。	累計８０件 （累計４０件）	↗	・専門家による意見が建築計画に反映されるよう誘導する。 ・各課との情報共有により、届出漏れがないように対策している。 ・完了届出が提出されていない案件などは事業者に確認するなどの対応を行う。 ・一定の実態把握ができる指標として用いているが、今後、第3次景観計画策定に合わせて成果の把握ができる指標の見直しを検討する。
		３０		足立区景観条例に基づく完了届出の提出割合	６０％	７０％ （８０％）	↘	・窓口説明や完了予定日の確認により完了届出漏れを防いでいるが、届出数に対して完了届出数が少ない。	１００％	→	・すべての届出に対して完了届が提出される状況目指す。 ・ＳＮＳや広報での情報発信により、完了届出提出義務の周知徹底を図る。
		３１	追加 再掲 ９	届出・通知における事業者自己評価で「地域の特性に配慮した」と回答した割合	－	８７％	－	【再掲】指標番号９			
			整理	一般建築物の誘導指針（努力義務）を新設	新設済	改善検討	→	・努力義務ながら窓口などで色彩基準に適合するよう誘導を行っている。 ・良好な景観を評価する制度を設けられないか。	－	－	・誘導指針は計画初期の段階で設定済みであり、今後の方向性の分析として指標としての評価が適さないと判断されるため、当該指標を廃止する。
		３２	再掲 ７	啓発パンフレット等の発行回数	累計３回	累計８回	→	【再掲】指標番号７			

施策群	施策	指標番号		指標	計画時初期値 R２年度	中間検証時実績値 R７年度（括弧内は当初目標値）		評価・検証	中間検証時見直し最終目標 R１２年度（括弧内は当初目標値）		今後の主な取組
【３規制・誘導】	３－３　屋外広告物の規制誘導を強化する 屋外広告物に関する景観形成誘導基準に対し、屋外広告物担当所管と連携して実効力のある誘導を進める。										
		３３		東京都屋外広告物条例に基づく届出件数	１５０件／年	１５０件／年	→	・都条例とともに区の景観形成誘導基準により屋外広告物の景観誘導を行っている。 ・行政側の取組で増減する数値ではないので、指標として適切か疑問が残る。	１５０件／年	→	・時代や環境にあった基準となるよう見直しを行う。 ・一定の実態把握ができる指標として用いているが、今後、第３次景観計画策定に合わせて指標の見直しを検討する。
		３４		屋外広告物担当所管との情報共有	適宜	２回／年	→	・屋外広告物許可担当所管と定期的な情報共有の場を設定している。	２回／年	→	・引き続き屋外広告物許可担当所管と定期的な情報共有の場を設定し、広告規制の変更の必要性などを協議していく。
			整理統合３５	広告物の規制誘導で専門家の助言を得た件数	－	累計５回	→	・景観形成調整部会の場で専門家から意見聴取している。 ・審議案件に対する助言となると行政側の取組で増減する数値ではない。審議案件の何割が助言を受けているのか分かる指標が望ましい。	－	－	・広告物を含め専門家からの助言を景観審議会等で得ていることから、景観審議会の開催実績に包含されると考え、当該指標を廃止する。
【協働・協創】	【協働・協創】										足立区景観計画Ｐ８３
	協働・協創により景観形成を推進する 行政間の協働と、区民、事業者及び区の協創により、目指すべき景観形成を誘導する。										
		３５		景観審議会・部会の開催回数 ※当初は景観審議会のみの回数を指標としていたが、部会を含んだ開催回数・議題数・参加人数を指標とする（年ごとの延数）	※ ２回／年	１０回／年 【議題数】 １７件／年 【参加人数】 ５６人／年	→	・条例事項を含めた景観形成に係る重要事項を審議している。 ・「足立まちの風景資産」の選定の審議を行った。 ・景観ガイドラインの策定の審議を行った。 ・開催回数だけでなく、議題内容、参加人数も重要である。	１２回／年 【議題数】 １８件／年 【参加人数】 ６０人／年	→	・景観計画推進部会、景観形成調整部会との役割分担、情報共有により、景観審議会での意見が景観形成に正しくつながるよう体制を維持していく。 ・開催回数だけでなく、議題数、参加人数も指標とする。
			整理統合３５	景観計画推進部会の開催回数	４回／年	４回／年 【議題数】 ５件／年	→	・区全域に関わる景観に関する事項について調査審議している。 ・「足立まちの風景資産」の選定に向けての審議を行った。 ・第二次足立区景観計画の中間検証について審議を行った。	－	－	・景観審議会での開催回数及び議題数に包含されると考えられるため、当該指標を廃止する。
			整理統合３５	景観形成調整部会の開催回数	６回／年	４回／年 （６回／年） 【議題数】 ９件／年	↘	・区内の個別案件に関する事項について調査審議している。 ・事前協議対象案件が無かった場合、部会を開催していない。 ・大規模建築物等や個別建設事業について事前協議の審議を行った。 ・景観ガイドラインの策定に向けての審議を行った。	－	－	・景観審議会での開催回数及び議題数に包含されると考えられるため、当該指標を廃止する。
			整理統合３５	区民公募委員の人数	延べ２０人	延べ２４人 （延べ２６人）	↘	・最大３人選出できるところ、２人の選出が多かった。 ・論文及び面接試験を通して適性のある人材を選出している。	－	－	・景観審議会での開催回数及び参加人数に包含されると考えられるため、当該指標を廃止する。
			整理統合３５	景観審議会委員ＯＢ・ＯＧ等の景観形成の場における活動人数	－	延べ１人 （延べ５人）	↘	・現状として専門的な知見を活かせるような活動の場が十分に作れていない。	－	－	・現地勉強会（フィールドワーク）、みどりの活動団体への参加を促し、当該指標を廃止する。
		３６	追加再掲１３	「足立まちの風景資産」の投票人数	－	１，７４１人 【投票数】 ７，８４６票	－	【再掲】指標番号１３			
		３７	追加再掲１７	区内の良好な景観について実例をもとに研究する現地勉強会（フィールドワーク）の実施回数	－	－	－	【再掲】指標番号１７			
		３８	追加新規	みどり豊かな景観形成に取り組む区民・団体数 【緑の基本計画参照】	１，１６３ 【内訳】 団体７２０ 個人４４３	１，２３３ 【内訳】 団体７６４ 個人４６９	－	・管理されているかどうかが重要なので、新指標の樹木で覆われた土地の割合を単純に指標とするのは適切ではない。 ・緑については鬱蒼とした場所も多いため、手入れされた花や緑を区別して調査対象とするべきである。 ・地元のキーパーソンを掘り起こし、情報発信してくれる仲間を作り景観施策に協力してもらうべきである。	１，４６７ 【内訳】 団体８２０ 個人６４７	－	・景観審議会委員ＯＢ・ＯＧ等に団体への参加を促していく。 ・緑の協力員へのヒアリング結果を今後の景観方針に反映できるよう連携を強化する。

第１号議案
説明資料５

景　観　関　連　用　語　解　説

用語	解説
足立区公共施設整備基準	足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第２０条第１項の規定に基づき、区民が安全かつ快適に住み続けられる市街地づくりを推進するため、公共施設等（公共建築物含む）の整備に対して設けている基準。
足立まちの風景資産	大切な資産として次世代に残しておきたい区内風景を投票等によって選定したもの。現在３３か所の風景が選定。
エリアデザイン	まちの特徴・魅力や求めるべき将来像などを、区内外に広く発信することで、足立区のイメージアップや地域の活性化を図るための新しいまちづくりの取組。
屋外広告物条例	街の景観（見た目）を良く保ち、公衆の安全を守るために、看板や垂れ幕などの屋外広告物の設置や管理、屋外広告業を規制するルール（条例）のこと。
（景観資源の）活用	景観資源を、まちづくり、地域振興及び観光資源などに利用すること。例として、緑の多い広場などを地域の憩いの場として積極的に活用することなどがあげられる。
景観ガイドライン	大規模開発事業を行おうとする者が区と協議の上作成する、開発地区内の良好な景観の形成に関する事項を記載した指針。
景観計画推進部会	区全域に関わる景観に関する事項について調査審議する、足立区景観審議会の下部組織。
景観形成地区	地区特性を活かした景観形成を図るため、住民の景観形成への取り組みを促進する地区。 現在、千住旧日光街道周辺地区及び伊興寺町周辺地区の２地区を指定。
景観形成調整部会	区内の個別案件に関する事項について調査審議する、足立区景観審議会の下部組織。
景観資源	建築物や工作物、樹木、広場、緑道など、地域の良好な景観を特色づけている様々な要素や、それらの複合により生まれるもの。
景観重要建造物	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要な建造物として、所有者等の同意を得て指定されたもの。
景観重要公共施設	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要な道路、河川等の公共施設で、管理者の同意を得て指定されたもの。
景観重要樹木	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要な樹木として、所有者等の同意を得て指定されたもの。

用語	解説
景観審議会	良好な景観形成について優れた見識を有する者のうちから区長が委嘱する委員で組織され、条例で定められた事項、区長の諮問事項、区の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する、区長の附属機関。
現地勉強会（フィールドワーク）	区内の良好な景観を好事例として探していき、地区のあるべき景観やルール作りを行うとともに、区として残すべき景観資源について確認することを目的とした現地での調査を行う取組。 参加者は区職員以外に、景観計画推進部会委員、まちづくり推進委員及び地元のキーパーソンなど広く参加を求めていく予定である。
（景観法の）公共施設	道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設
事前協議	足立区景観条例に基づき、大規模建築物等（大規模建築物・特定建築物）の建築等、大規模開発事業、開発地区内の個別建設事業の事業者が、良好な景観形成について行う協議。 または、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づき、環境整備基準、公共施設等整備基準等の対象事業の事業者が、良好な景観形成について行う協議。
特定地区	住民の景観形成への取り組みを推進する景観形成地区、及び地区独自の景観形成基準を定め重点的に規制誘導する特別景観形成地区を合わせた総称。
特別景観形成地区	地区独自の景観形成基準を定め重点的に規制誘導していく地区で、現在、隅田川沿川地区、日暮里・舎人ライナー沿線地区、垳川沿川地区、見沼代親水公園周辺地区、西新井大師地区の５地区を指定。
届出	足立区景観条例に基づき、一定規模の建築等を行う事業者が工事着手前に提出を義務付けられている届出。
（景観資源の）保全	良好な景観を維持・育成・創造していく取り組み。
まちづくり推進委員	町会・自治会連合会等、商店街振興組合連合会、地域のまちづくり団体、女性団体連合会、足立区中学校ＰＴＡ連合会等から選出された地域のまちづくりの相談役。
緑の協力員	区長から委嘱され、区の緑化に関する施策に協力するとともに、自ら緑化推進運動を進める方々のこと。
世論調査	足立区在住の満１８歳以上の個人（３，０００人）を対象に、区政の各分野について区民の意識や意見、要望などを把握し、これを今後の区政運営に反映させることを目的として毎年実施している調査。